

国民健康保険税の見直しを行います

◆見直しの背景

①国と三重県の背景

現在、国民健康保険税は市区町村によって異なりますが、国および県は都道府県単位で完全統一（三重県内であればどこに住んでいても同じ保険税となる仕組み）を進める方針を示しています。

【参考】国と三重県の方針

- （国）国民健康保険制度について、都道府県内の保険料水準の統一を徹底
- （県）令和11年度までに、県内で一定の幅を設けたうえでの標準保険税率への統一
- （県）三重県における完全統一の目標年度を令和15年度と設定
- （県）令和11年度までに、全市町の算定方式を3方式に統一

②大台町の背景

町の国民健康保険特別会計は、新型コロナウイルス感染症の5類への移行後、一人当たりの医療費の増加などに伴い令和5年度から赤字が継続し、基金（貯金）が減少しています（表1、表2）。

表1 国保の基金残高の推移

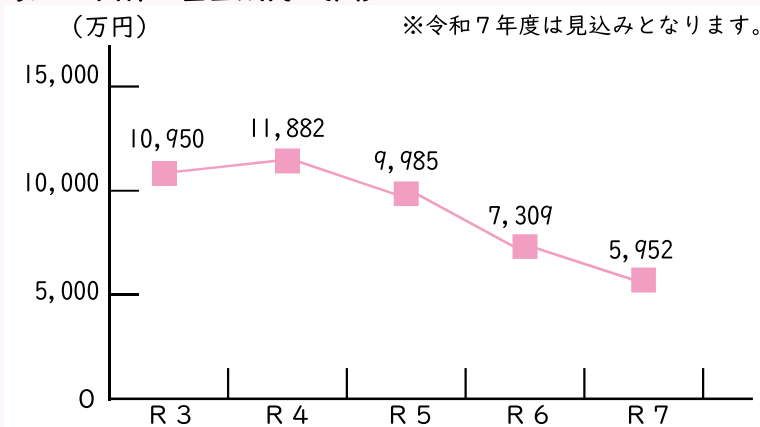
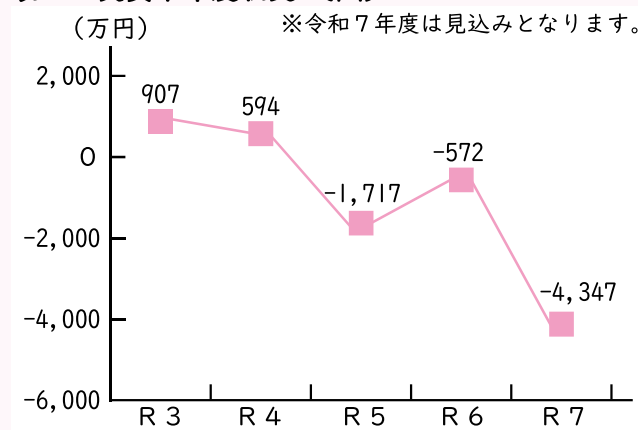


表2 実質単年度収支の推移



◆見直しの内容

①算定方式の変更

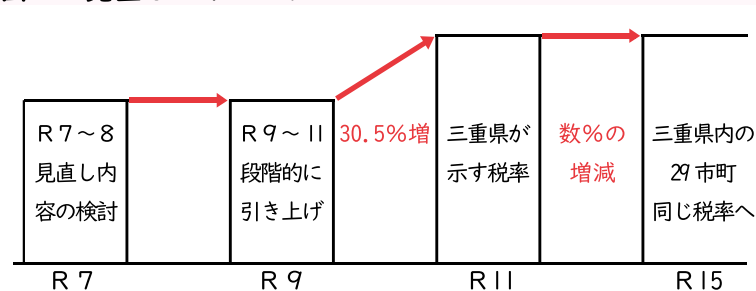
大台町の算定方式を4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）から、三重県の方針を踏まえ、3方式（所得割・均等割・平等割）に変更を行います。

②標準保険税率への移行

現在の保険税率を、令和9年度から3か年の期間（令和9年度～令和11年度）で、三重県が示す令和11

度の標準保険税率まで段階的に引き上げを行います。
また、令和15年度には、三重県内で統一した保険税率に見直しを行います（図1）。

図1 見直しのイメージ



※図における引上げ幅は年間で8.4万円（30.5%増）で、モデルケース（世帯構成人数3人など）の場合となります。
増減幅は、年齢や世帯の所得・資産の状況によって異なります。

◆今後の予定

今後、改正内容の検討を進め、令和8年5月ごろ町民の方からの意見募集を行う予定です。

（問）役場健康ほけん課

059818213785